

精神障害者割引制度の導入について

埼玉高速鉄道株式会社では、2025年4月1日に精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客さまを対象とした精神障害者運賃割引を導入します。

1. 導入日

2025年4月1日 始発から

2. 割引対象路線

当社線全線

3. 割引対象者

各自治体で発行する精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種または第2種の記載のあるもの※）をお持ちのご本人とその介護者

※今後、各自治体で精神障害者保健福祉手帳に旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄を設け、第1種または第2種の別が表記される予定です。

4. 割引条件（従前の身体・知的障害者割引と同様の内容です。）

手帳の種別	介護者の有無	乗車券の種類	割引条件等	割引率
第1種	介護者あり	普通乗車券	ご本人・介護者とも割引	5割
		定期乗車券	ご本人・介護者とも割引（※1）	
		回数乗車券	ご本人・介護者とも割引	
第2種	介護者あり	普通乗車券		割引なし
		定期乗車券	12歳未満のご本人が介護者とともに乗車する場合（※2）	5割
		回数乗車券		割引なし

※1 ご本人が12歳未満の場合は、介護者のみ割引を適用し発売します。

※2 介護者が購入できる定期乗車券は、通勤定期乗車券に限ります。

5. その他

- （1）介護者とともに利用する場合は、購入する乗車券の種類・乗車区間・有効期間が同一で、同時にお買い求めいただき、同一の列車に乗車する場合に限り有効です。
- （2）列車をご利用の際にも必ず精神障害者保健福祉手帳をお持ちいただき、係員から呈示を求められた場合はご呈示ください。

以上

※このニュースリリースは、ときわクラブ、埼玉県政記者クラブ、さいたま市政記者クラブ、川口市役所記者クラブにお届けしています。

【本件についてのお問い合わせ先】

埼玉高速鉄道株式会社 運輸部 旅客課 電話：048-878-6855（平日9：00～17：45）